

令和5年度

総 会

日時： 令和5年4月23日（日）

午後6時

場所： 福野産業文化会館 1階集会室

福野中部まちづくり協議会

令和5年度

総会 次第

1 開 会

2 挨拶 福野中部まちづくり協議会 会長 西 賢一郎

3 祝 辞 富山県議会議員 安達 孝彦 様

4 議 題

議案第1号 令和4年度 事業報告 … 1

議案第2号 令和4年度 決算報告並びに監査報告 … 3

議案第3号 規約改正(案) … 5

福野中部地区水利管理に関する要綱 … 13

福野中部地区防犯組合規則 … 14

福野中部子どもの安全を見守る会規則 … 15

福野中部自主防災連絡会規約 … 16

議案第4号 役員(案) … 17

議案第5号 令和5年度 事業計画(案) … 18

議案第6号 令和5年度 予算(案) … 19

5 その他

6 閉会の言葉 福野中部まちづくり協議会 副会長 有川 寛

令和4年度 事業報告

- ・環境整備事業(防犯灯LED化 23箇所)
- ・生活環境事業(用水修復事業 1箇所)
- ・事務局会議(原則毎週火曜日)
- ・道路維持サポート事業(延べ約300名参加)
- ・広報発行(奇数月 6回)

【役員会】 1回(4/12)

【運営委員会】 3回(4/19、11/24、2/28)

【各部会会議】

安全・環境整備部会	3回 5/17、9/13、12/16	防災部会	2回 5/13、1/19
高齢者支援部会	4回 5/22、8/7、9/11、11/20	子育て支援部会	6回 5/13、5/30、6/17 10/7、12/6、2/11
ひとづくり部会	9回 5/11、5/31、6/21 10/4、10/11、10/18 12/11、1/19、2/9		

月 日	事業	内容等	場所
4月20日～	防犯パトロール	4回実施 4月、6月、8月、10月	中部地区内
4月19日	令和4年度総会	総会	福野体育館
4月29日～ 5月3日	ミニ行燈・武者絵ギャラリー展示	256名来館	ギャラリー1号館
6月5日	用水路現地研修	水利委員、区長参加	福野中部地区内
6月11日	ホテルを見に行こう!	64名参加	高瀬遺跡
6月19日	子どもの安全を見守る会全体会	39名参加	福野産業文化会館
6月～7月	道路・水路・空き家調査	区長	福野中部地区内
6月～7月	熱中症対策訪問	75歳以上の高齢者	福野中部地区内
6月～10月	武者絵教室(全10回)		中部交流センター
7月3日	軽スポーツの集い&加ーリング大会	132名参加	福野体育館
7月7日	ケアネット研修	49名参加	福野体育館
7月14日	児童会との連携活動説明会	各児童クラブ会長	中部交流センター
7月20日	防災勉強会	23名参加	福野産業文化会館
8月10日	防災訓練説明会	16名参加	福野産業文化会館
9月4日	福野中部地区防災訓練	27名参加	福野体育館
10月23日	福野中部地区敬老会	105名参加	福野文化創造センター
10月23日	「カギかけ運動」	18名参加	ショッピング アミュー
10月～11月	友愛訪問実施	75歳以上一人暮らし	福野中部地区内
11月3日	歴史発見!健康づくり!ふくのまち歩き2022	67名参加	福野猿ヶ辻公園
11月13日	ワクワクちびっこ広場で遊ぼう	48名参加	福野B&G体育館
11月13日	クッキング講習会	31名参加	南部交流センター
11月	写真コンテスト	29点応募	福野中部地区一円
12月11日	しめ飾り教室	21名参加	福野産業文化会館
12月27日	歳の大市地場産市	広島焼販売	上町山蔵前駐車場
12月27日	冬休みキッズ教室	小学生7名参加	福野産業文化会館
1月29日	福野昔話を聴く会	30名参加	福野産業文化会館

2月5日	防災講演会	5名参加	オンライン
2月12日	ケアネット事業説明会	区長	中部交流センター
2月19日	救命講習会	13名参加	福野産業文化会館
3月12日	文化祭・餅つき大会	150名以上来館	福野産業文化会館

【関連団体事業参加】

月 日	事 業	内 容 等	場 所
4月21日	福野地域づくり連絡協議会総会	会長出席	福野タウンホテル
5月10日	南砺市福野地域友好協会総会	会長出席	福野体育館
5月12日	福野地域行政推進会議	区長 16名	オンライン
5月12日	福野地域教育振興会総会	区長 16名	オンライン
5月23日	南砺市地域づくり協議会連合会総会	会長出席	市庁舎別館大ホール
5月27日	なんと未来支援センター総会	オンライン配信	アスモ2階大会議室
6月15日	第1回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
6月30日	第2回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野地域現地視察
7月13日	第3回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
7月27日	第4回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
7月27日	南砺市自主防災組織連絡協議会	会長出席	南砺市防災センター
8月12日	第5回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
8月19日	第6回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
8月28日	南砺市総合防災訓練	防災部会長出席	地域包括ケアセンター周辺
9月29日	南砺市地域づくり協議会連合会 第1回全体会議	会長出席	市役所
10月4日	第7回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
10月28日	第8回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
11月15日	第9回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
11月17日	南砺市社会福祉大会	会長他1名出席	じょうはな座
11月25日	南砺市地域づくり協議会連合会現地視察	会長出席	城端 IC
12月7日	第10回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
12月8日	南砺市地域づくり協議会連合会 第2回全体会議	会長出席	市役所
12月27日	第11回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野タウンホテル他
1月8日	令和4年度南砺市二十歳の集い福野会場	会長出席	福野文化創造センター
1月8日	第12回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	トレミー
2月1日	第13回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
2月13日	地域円卓会議	安全・環境整備部 会長他1名出席	地域包括ケアセンター
2月17日	第14回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野南部交流センター
2月19日	南砺市社会教育推進大会	会長出席	福野文化創造センター
3月16日	南砺市地域づくり協議会連合会 第3回全体会議	会長出席	市役所

令和4年度 福野中部まちづくり協議会 収支決算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
前年度繰越金	2,470,054	2,470,054	
市交付金	10,142,717	10,106,470	地域づくり費 3,390,000 生涯学習推進費 780,000 社会福祉推進費 200,000 推進黨件費 5,337,470 施設維持管理費 359,000 地域事業推進費 40,000
地区社会福祉(協)	482,000	482,000	地区福祉活動助成事業 232,000 ケアネット事業 250,000
会費	824,500	829,600	@850×976世帯
特別会費	0	0	コロナ禍により、総会後の懇親会は行わなかったため
助成金等	550,000	570,000	道路維持サポート 100,000 防犯協会 40,000 ふくのスポーツクラブ 30,000 生活基盤整備事業補助金 400,000
事業収入・雑収入	380,729	240,873	コピー機貸料 84,010 各種イベント売上64,300 福野夜高祭連絡協議会 会場・協力金など
交付金積立金繰入戻入収入	830,000	830,000	15区苗島地内の水路改修
合計	15,680,000	15,528,997	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
安全・環境整備部会	3,570,000	1,771,837	防犯灯整備 305,600 道路水路整備 1,342,000(交付金積立金含む) 水路現地研修 23,389 市道路維持サポート 100,000 防犯啓発活動 848
防災部会	290,000	252,334	防災訓練 44,792 防災講演会・研修会 16,742 防災備品30,800 自主防災会助成金 160,000
高齢者支援部会	755,000	711,754	敬老会 330,514 高齢者サロン助成 50,000 ケアネット事業 247,483 友愛訪問 78,557 スマホ教室・その他 5,200
子育て支援部会	230,000	210,506	児童クラブ助成金 100,250 ホタル見学 25,000 遊具で遊ぼう 27,638 夏休み教室 3,780 書初め教室 15,025 子ども教室備品 38,813
ひとづくり部会	1,575,000	549,976	軽スポーツの集い 102,881 町内ウォーク 111,534 文化財めぐり17,949 しめ飾り教室 40,824 武者絵教室 10,300 フォトコンテスト 36,400 夜高祭賑わい所運営 20,000 人寄せ石フェスタ 78,100 大市賑わい創出 44,170 昔話を聴く会 17,133 餅つき大会 49,011
共通経費	6,554,000	8,568,895	交流センター管理 322,573 消耗品135,730 通信費 86,634 事務局人件費 4,815,000 負担金 134,000 会議・研修費 140,887 会長・副会長手当 220,000 部会長・副部会長手当 120,000 コピー機チャージ料 200,578 雑費 111,179 各種手当 1,320,600 公民館総合保障 88,700 消防機器点検など
基金繰入支出	0	200,000	新交流センター備品整備基金積立 200,000
定期預金繰入支出		1,000,133	
交付金繰入支出		15,571	
予備費	2,706,000	0	
合計	15,680,000	13,281,006	

収入合計 支出合計 残金
15,528,997円 - 13,281,006円 = 2,247,991円

翌年度繰越金 2,247,991円

<交付金・整備基金積立金>

○砺波信用金庫 普通預金	(整備基金)	¥700,000
内 訳	* 新交流センター備品整備基金	令和2年度 ¥300,000
		令和3年度 ¥200,000
		令和4年度 ¥200,000

<一般会計・定期引当預金>

○砺波信用金庫 定期預金	¥4,317,526(前期末¥4,317,453+定期利息¥73)
○砺波信用金庫 定期預金	¥2,000,036(前期末¥2,000,002+定期利息¥34)
○砺波信用金庫 定期預金	¥1,500,027(前期末¥1,500,001+定期利息¥26)
○砺波信用金庫 定期預金	¥1,000,000(新規)

★令和4年度 福野中部まちづくり協議会 収支決算(特別会計：川田振興基金)

○砺波信用金庫 普通預金	¥102,493	(前期末¥102,456+¥37)
○砺波信用金庫 定期預金	¥4,523,755	(前期末¥4,523,755)

★令和4年度 福野町まちなみ美化実行委員会 通帳について

令和4年6月2日 福野夜高保存会・総務部長の河合秀和様に通帳を渡し、管理をおまかせしました。

監査報告

令和4年度福野中部まちづくり協議会の会計、特別会計について、諸帳簿・領収証等を監査したところ、いずれも適正に処理され記載の通り相違ないものと認めます。

令和5年4月5日

監 事 笹村 猛



監 事 中嶋 欣治



福野中部まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 この会は、福野中部まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を南砺市二日町1545番地13福野中部交流センター内に置く。

（会員）

第2条 本会の会員は、福野中部地区に居住する住民及び本会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の扶助及び福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意志に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）将来ビジョンの策定及びまちづくり計画の策定、評価、見直し
- （2）住民ニーズの把握、収集
- （3）道路、水路、防犯灯等の環境整備に関する事業
- （4）防火、防災に関する事業
- （5）防犯、交通安全に関する事業
- （6）地域の活性化、空き家対策に関する事業
- （7）高齢者支援、介護予防に関する事業
- （8）子育て支援に関する事業
- （9）生涯学習、人づくりに関する事業
- （10）伝統産業再生に関する事業
- （11）広報による活動の周知
- （12）その他目的達成に必要な事業

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）事務局長 1名
- （4）総 務 若干名（地域指導員、地域づくり支援員）
- （5）理 事 16名（区長）
- （6）運営委員 15名以内（部会長1名、副部会長1～2名）
- （7）監 事 2名（前々福野中部地区区長会長、前福野中部地区区長会長）
- （8）顧 問 若干名
- （9）相談役 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、総会において選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、予め会長が定めた順序でその職務を代行する。

3 事務局長は、会計、総務・庶務、広報等の事務を処理する。

4 地域指導員は、事務局長を補佐する。

5 理事は、本会の重要な方針、計画等につき意見を述べ、運営に当たる。

6 部会長は、担当部会の運営に当たる。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

9 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、また意見を述べる。

10 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員任期)

第8条 役員任期は~~±~~2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が区長又は各種団体長の場合は、その在任期間とする。ただし、部会長、副部会長においては当該年度末までの任期とする。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

(会議の構成)

第10条 総会は、会員の代表者をもって構成する。なお、会員の代表者とは以下をいう。

①本会の役員

②前任区長

2 役員会は、第5条で定める役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

3 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局長、総務をもって構成する。

4 部会は、部会長、副部会長、部員をもって構成する。

第4章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全役員5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第13条 総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状が提出された場合は、出席したものとみなす。

(総会の議長)

第14条 総会は、会長が議長となり審議を行う。

(総会の権能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定改廃に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者総数並びに出席した役員数及びその定足率
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の種類)

第18条 役員会は、定時役員会と臨時役員会とする。

2 定時役員会は、第5条で定めた監事を除く役員全員が出席して開催する。ただし、顧問、相談役を除くことができる。

3 定時役員会は、第21条に定める事項を議決する。

4 臨時役員会は、適時、会長及び副会長が必要と判断した役員を招集し、会務の執行予定等の審議を行う。

(役員会の招集)

第 19 条 役員会は、適時、会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、開会の 5 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(役員会の議長)

第 20 条 役員会は、会長が議長となり審議を行う。

(役員会の権能)

第 21 条 定時役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

2 第 15 条に定める事項につき、急施を要するものについては、臨時役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(役員会の議決)

第 22 条 定時役員会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第 23 条 定時役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者総数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第 6 章 運営委員会

(運営委員会)

第 24 条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局長、総務が出席して開催する。

2 運営委員会は、会務の執行に関する事項について審議する。

(運営委員会の招集)

第 25 条 運営委員会は、適時、会長が招集する。

2 運営委員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 5 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

第7章 部会

(部会)

第26条 部会は、区長、各種団体の団体長や構成員及び当該分野に知見のある者等からなる部員をもって構成し、互選により部会長、副部会長を選出し役員会で承認を得る。ただし、部会長及び副部会長の選出に当たっては、原則、満~~65~~70歳を年齢の上限とする。

- 2 部会は、適時、部会長が招集する。
- 3 部会長は、事業計画、収支予算を策定し役員会に諮る。
- 4 部会長は、事業計画を実行し、事業報告、収支決算を行い役員会に諮る。
- 5 部会長は、会議録を作成し、資料とともに事務局長に提出する。

(部会の種類)

第27条 部会は、次の5部会とし、その主たる事業は次の通りとする。

(1) 安全・環境整備部会

道路、水路等の補修、防犯灯、防犯カメラの設置、道路の掃除、融雪等の環境整備、空き家調査及び防犯、交通安全等に関する事業

(2) 防災部会

防火及び防災等に関する事業

(3) 高齢者支援部会

高齢者の支援及び介護予防等に関する事業

(4) 子育て支援部会

子育て支援等に関する事業

(5) ひとづくり部会

生涯学習、スポーツ、交流、研修、地域史学習及び地域の活性化等に関する事業

第28条 部会には、運営協力者を置くことができる。

第8章 会計

(経費)

第29条 本会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第30条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(賃金及び手当)

第31条 交流センター管理者及び地域指導員については、雇用契約を締結の上、南砺市の定める基準の賃金を支払う。

- 2 役員の手当については、役員会で決定し、総会で報告する。

(事業年度及び会計年度)

第32条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 34 条 本会の事業計画及び収支計画は、総会の議決により定める。

第 9 章 雑則

(書類及び帳簿の備え付け)

第 35 条 本会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員に関する書類 (役員名簿)
- (3) 会議議事録
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 各事業年度末の収支決算書
- (6) 事業計画書及び予算書
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿につき、会員より閲覧の請求があつた場合には、正当な理由が無い限り閲覧に供さなければならない。

(細則)

第 36 条 役員会は、本規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

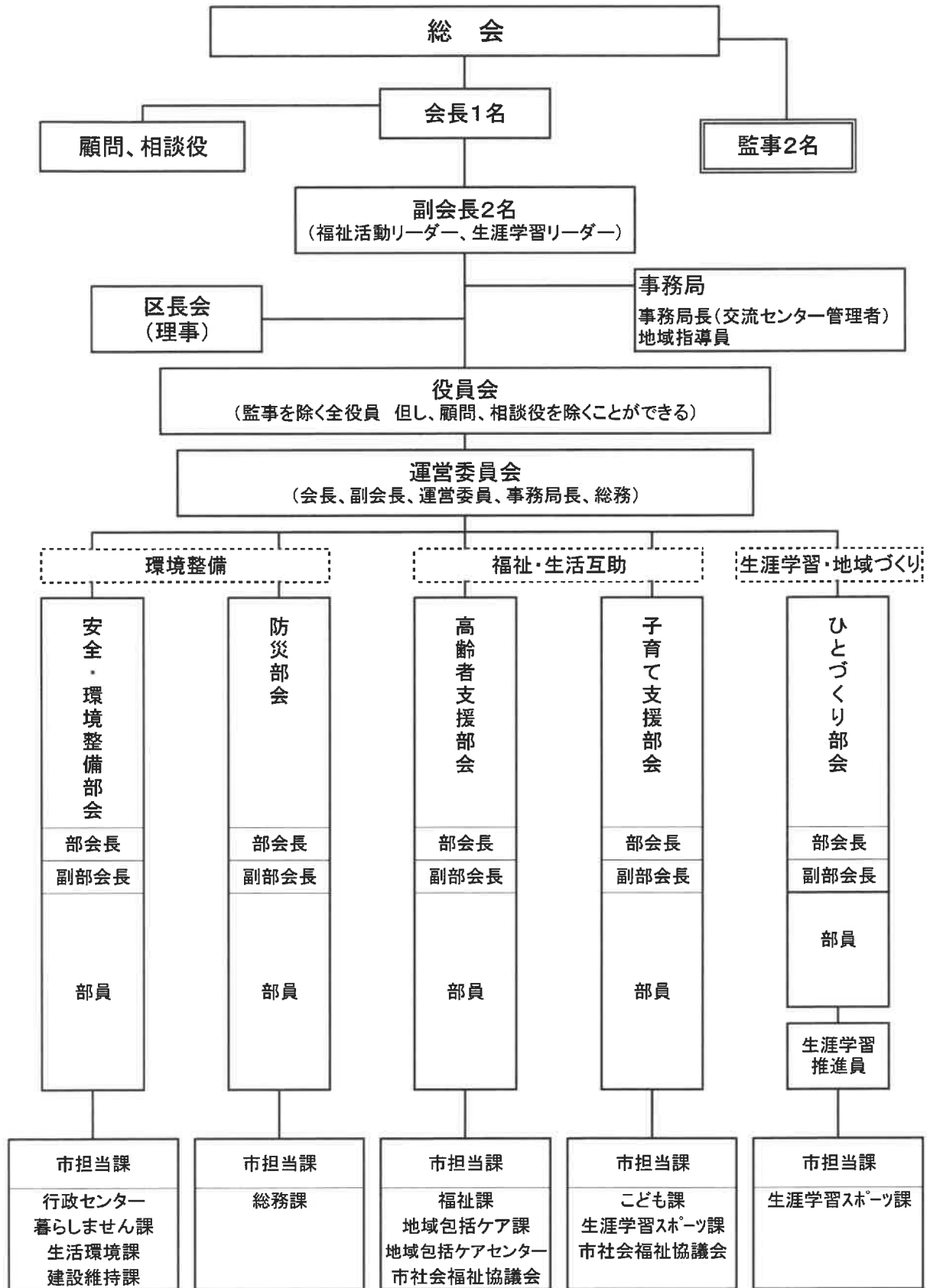
(施行期日)

- 1 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規約は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。
- 4 本規約は、令和 5 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

~~4~~5 本規約の適用に伴う経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

福野中部まちづくり協議会 組織図



川田振興基金会計規則

- 第1条 本会計は、川田商工振興基金会計より引き継いだ500万円の管理・運営について定める。
- 第2条 本会計は、故川田忠雄氏のご遺志にもとづき福野中部まちづくり協議会の事業目的達成と伝統文化の継承発展のため活用する。
- 第3条 第2条の目的達成のため、毎年10万円を限度に支出し使用できる。ただし、限度額を超え支出する事業がある場合は、福野中部まちづくり協議会の総会決議を受け使用することができる。
- 第4条 本会は、毎年福野中部まちづくり協議会の会計監査受け総会に報告する。
- 第5条 本会計は、資金の枯渇をもって廃止とする。

附則 本会計規則は、平成31年4月1日より施行する。

※平成16年 9月24日制定

※平成31年 4月 1日一部改正

福野中部地区水利管理に関する要綱

- 第1条 本要綱は、福野中部まちづくり協議会規約（以下「規約」という）第3条の事業達成のため定める。
- 第2条 本事業達成のため、規約第27条の（1）安全・環境整備部会が中心となり、福野中部水利管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員会の招集は、福野中部まちづくり協議会会長の承認を得て、委員会の長が行う。
- 第3条 委員会は、福野中部水利改良期成同盟会（S36年～H12年）事業の一部を引き継ぎ、地域内の快適で安全な生活環境確保のため、次の事業を行う。
- （1）防水害・防火消防に関する管理事業
 - （2）生活用排水の管理に関する事業
 - （3）前述（1）（2）に関する提案、陳情の処理
 - （4）その他、生活排水に関する必要事業
- 第4条 委員会の役員は以下の通りとする。委員長、副委員長、事務局長は各区から選任された水利管理委員による。さらに、水門調整管理者を置く。
- | | |
|----------|-------------------|
| 水利管理委員長 | 1名 |
| 水利管理副委員長 | 2名 |
| 水利管理委員 | 12名（但し、必要により増員も可） |
| | 他に若干名＝消防団員及び必要関係者 |
| 水利管理事務局員 | 1名 |
| 水門調整管理者 | 約30名（水利管理委員と兼務も可） |
- 第5条 各区から選任された水利管理委員・水門調整管理者は、常に担当する用水路の水量に気を配り、水門、堰板などの管理に当たる。
- 第6条 役員任期は特に定めない。欠員の都度、区長が補充する。
- 第7条 水利管理委員の水門調整管理者には、年間5,000円の管理手当を支給する。
- 第8条 本要綱は、福野中部まちづくり協議会の総会において改廃することができる。

附則 本要綱は、平成31年4月1日より施行する。

- ※平成16年11月 1日制定
- ※平成18年 5月10日一部改正
- ※平成19年 5月10日一部改正
- ※平成31年 4月 1日一部改正
- ※令和 4年 4月19日一部改正

福野中部地区防犯組合規則

第1条 本防犯組合は、福野中部地区防犯組合と称し、事務所は福野中部交流センター内に置く。

第2条 本防犯組合は住民相互の活動によって犯罪を防止し、福野中部地区から犯罪を出さない、犯罪を許さない明るい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

第3条 本防犯組合は、福野中部まちづくり協議会規約第27条の(1)安全・環境整備部会が中心となり設置し、福野中部地区に居住する者をもって組織する。

第4条 本防犯組合は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の普及、高揚に関すること。
- (2) 防犯パトロールに関すること。
- (3) その他目的の達成に必要なこと。

第5条 本防犯組合に次の役員を置く。なお、組合長は安全・環境整備部会の部会長が就任する。

- | | |
|----------|------|
| (1) 組合長 | 1名 |
| (2) 副組合長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 約20名 |
| (4) 総務 | 1名 |

第6条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、欠員により就任した役員任期は前任者の在任期とする。

第7条 会議の招集は、福野中部まちづくり協議会会長の承諾を得て、組合長が行う。

第8条 本防犯組合は、毎年南砺市防犯協会へ事業報告及び会計報告を行わなければならない。当該報告の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 本規則は、福野中部まちづくり協議会の総会において改廃することができる。

- 附則 本規則は、平成31年4月1日より施行する。
- | | |
|--------|-----------|
| ※平成19年 | 5月10日一部改正 |
| ※平成24年 | 4月28日一部改正 |
| ※平成29年 | 4月21日一部改正 |
| ※平成31年 | 4月1日一部改正 |
| ※令和4年 | 4月19日一部改正 |

福野中部子どもの安全を見守る会規則

(名称)

第1条 本会は、福野中部子どもの安全を見守る会と称する。

(目的)

第2条 本会は、子どもたちが犯罪や事故の被害者とならないように守ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

- (1) できるだけ下校時の変更の際に対応できるよう連絡を密にし、より効果があがるよう心がける。
- (2) 子ども達に対する危険情報(防犯、防災)の収集に努め、危険が予知された場合は関係機関と連絡協議し、素早く対策を講じると共に全会員に周知徹底する。
- (3) 地区の安全・安心に関する事柄についても、地区民全体に啓蒙をはかり、明るい住み良い地区となるよう寄与する。
- (4) その他、目的達成に必要な活動。

(組織)

第4条 本会は、福野中部まちづくり協議会規約27条の(1)安全・環境整備部会が中心となり、地区全域より参加の協力会員、福野中部まちづくり協議会(含む地区内全区長[防犯連絡所])、民生児童委員、PTA地区委員長等によって組織する。

(役員)

第5条 本会につぎの役員を置く。なお、会長は安全・環境整備部会の部会長が就任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事(連絡員) 約20名
- (4) 事務局 1名

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補充により就任した役員任期は前任者の残任期とする。
- 3 協力会員の任期は特に定めない。

(会議)

第7条 会議は全体会及び役員会とする。

- 2 全体会は、役員及び協力会員で構成する。なお、全体会は、年1回以上開催し、役員改選、規則の変更などを行う。
- 3 役員は、活動状況及び効果、その他について協議する。

(議長)

第8条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(細則)

第9条 本規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 本規則は平成31年4月1日から施行する。

※平成18年 2月19日から施行する。

※平成24年 5月26日一部改正

※平成31年 4月 1日一部改正

※令和 4年 4月19日一部改正

福野中部自主防災連絡会規約

(目 的)

第1条 本会は、住民互助の精神に基づき、南砺市福野中部地区（以下「福野中部」という）の自主防災会相互の連携協力により、地震、風水害、その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

第2条 本会は、福野中部自主防災連絡会と称する。

2 地震等の災害時には、役員により福野中部災害対策本部に切り替える。

(会員及び役員)

第3条 本会は、福野中部に居住する者、又は勤務する者を会員とし、福野中部自主防災連絡会を構成する。

2 本会には、次の役員を置く。役員の任期は1年とする。ただし、再認は妨げない。

- (1) 会長は、福野中部まちづくり協議会会長を以ってあてる。
- (2) 副会長は、防災関係者及び会長が指名する。(若干名)
- (3) 連絡員は各地区自主防災会より1名選出する。
- (4) 統括は、防災士が行う。(若干名)
- (5) 事務は福野中部まちづくり協議会事務局が行う。

(事務局)

第4条 本会の事務局を福野中部交流センター内（南砺市二日町 1545-13、電話 22-1660）に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南砺市及び他の機関・団体との連携に関すること。
- (2) 防災の知識及び技術の普及に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(会 議)

第6条 本会の役員会は、事業を実施する前に行うものとし、会議は適宜行うものとする。

(防災計画)

第7条 本会は、福野中部の減災のために防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の災害時に於ける本会の組織編制及び任務分担に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) その他の必要な事項。
- (4) 本部組織図に関すること。(別表1参照)

(事業年度)

第8条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 本規約は福野中部まちづくり協議会総会において改廃することができる。

附則 本規約は、平成19年7月20日より施行する。

※平成29年4月21日一部改正

※平成30年4月21日一部改正

※令和 4年4月19日一部改正

議案第4号

令和5年度 福野中部まちづくり協議会 役員（案）

No.	役職	氏名	所属	No.	役職	氏名	所属
1	顧問	安達 孝彦	富山県議会議員	26	理事	梧桐 欣二	第15区区長
2	〃	齋藤 幸江	南砺市議会議員	27	運営委員	西村 健司	安全・環境整備部会長
3	〃	長井久美子	前南砺市議会議員	28	〃	田中 芳弘	〃 副部会長
4	〃	西 賢一郎	前福野中部まちづくり協議会会長	29	〃	堀田 敏浩	〃 副部会長
5	相談役	花島 栄一	前南砺市商工会長	30	〃	村田 真吾	防災部会長
6	〃	田中 芳弘	元福野中部自治振興会長	31	〃	川合 勉	〃 副部会長
7	〃	栗山 芳雄	前福野中部自治振興会長	32	〃	渡部 孝子	〃 副部会長
8	会長	畠中 俊夫	福野中部まちづくり協議会	33	〃	水島 政光	高齢者支援部会長
9	副会長	蟹谷 康司	生涯学習リーダー	34	〃	六反 恵美子	〃 副部会長
10	〃	有川 寛	福祉活動リーダー	35	〃	高瀬 満	〃 副部会長
11	理事	加藤 隆宏	第1区区長	36	〃	竹本 哲也	子育て支援部会長
12	〃	飯田 伸次	第2区区長	37	〃	畠中 昌代	〃 副部会長
13	〃	福島 義秋	第3区区長	38	〃	中道 舞子	〃 副部会長
14	〃	堺 茂敏	第4区区長	39	〃	木澤 元之	ひとづくり部会長
15	〃	神林 臣	第4-2区区長	40	〃	片山 明	〃 副部会長
16	〃	寺井 則雄	第5区区長	41	〃	松村 学	〃 副部会長
17	〃	河合 秀和	第6区区長	42	監事	中嶋 欣治	元福野中部地区区長会長
18	〃	中嶋 幸夫	第7区区長	43	〃	澤田 義勝	前福野中部地区区長会長
19	〃	畠中 俊夫	第8区区長	44	事務局長	長谷川 貢	交流センター管理者
20	〃	高瀬 満	第9区区長	45	総務	畠中 俊夫	地域指導員
21	〃	西村 健司	第10区区長	46	〃	清瀬伊紀子	〃
22	〃	村上 則夫	第11区区長	47	〃	古川真知子	〃
23	〃	塚田 和宏	第12区区長	48	〃	斉藤 丈晴	地域づくり支援員
24	〃	永井 悟志	第13区区長	49	〃	嶋田 良太	〃
25	〃	森林 聡	第14区区長	50	〃	橋爪 奈千	〃

令和 5 年度 事 業 計 画 (案)

- ・総会 ・役員会 ・運営委員会 ・各分会 ・事務局会議 ・環境整備事業
 ・生活環境事業 ・広報発行 ・ホームページ更新 ・各種団体助成

月 日	事 業	内 容	場 所
年 4 回	防犯パトロール	(4月、6月、8月、10月)	中部地区内
4月 23 日	令和 5 年度総会	総会	産業文化会館
4 月末～5 月 初旬	武者絵ギャラリー展示		ギャラリー1号館
5月 1～2 日	夜高祭休憩所・ミニ行燈小西邸展示		砺信職員駐車場等
6 月	用水路現地研修		中部地区内
6 月	福野中部子どもの安全を見守る会全体会	全体会	産業文化会館
6 月	ホテルを見に行こう		高瀬遺跡
6 月～	武者絵教室		中部交流センター
7月 9 日	軽スポーツの集い&カローリング大会		福野体育館
7 月	ケアネット研修		未定
7 月	交通安全協会事業		中部地区内
7 月	熱中症対策訪問	友愛訪問対象者	中部地区内
7 月	防災講演会		産業文化会館
7 月	児童会との連携活動説明会		中部交流センター
8 月	夏休みキッズ教室		産業文化会館
8 月	防災訓練説明会		産業文化会館
8 月	地域食堂		各地区会館
8 月	福野四つ角人寄せ石フェスタ		銀行四つ角
8 月	危険箇所・空き家点検調査	道路・水路・空き家の点検	中部地区内
9 月	防災訓練反省会		未定
10 月	敬老会		福野文化創造センター
10 月	かぎかけ運動	防犯啓発事業	アミュー周辺
10 月	スマホ体験教室		未定
10 月	福野昔話を聴く会		未定
10 月 29 日	南砺市防災訓練 (福野)		中部地区内
11 月	防災勉強会		未定
11 月	友愛訪問	友愛訪問対象者	中部地区内
11 月	町内ウォーク		中部地区内
11 月 12 日	わくわくちびっ子広場	未就学児対象	福野 B&G 体育館
12 月	冬休みキッズ教室		産業文化会館
12 月	しめ飾り教室		中部交流センター
12 月 27 日	歳の大市賑わい創出事業	大市に併せて出店	上町山蔵前駐車場
2 月	ケアネット説明会・区長会		中部交流センター
3 月	文化祭・餅つき大会		産業文化会館

【関連団体】

- ・南砺市地域づくり協議会連合会
- ・福野地域づくり連絡協議会連絡会
- ・富山県西部地域自治会長会
- ・南砺市消防団福野方面団
- ・南砺市再生団地計画策定委員会
- ・南砺市生涯学習連絡協議会
- ・福野地域生涯学習連絡協議会

令和5年度 福野中部まちづくり協議会予算(案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
前年度繰越金	2,247,991	
市交付金	10,645,519	住民自治推進交付金、推進人件費、施設維持費
地区社会福祉(協)	533,000	地区福祉活動助成事業、ケアネット事業
会費	829,000	¥850×975世帯
特別会費	100,000	総会・懇親会費¥2,000×50
助成金等	550,000	防犯協会、ふくのスポーツクラブ、福野夜高祭連絡協議会等
雑収入	220,000	コピー機貸料、生涯学習事業収入、預金利息他
合計	15,125,510	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
安全・環境整備部会	980,000	防犯灯整備、道路水路整備、道路維持サポート、道路水路空き家確認、カーブミラー設置、防犯灯柱・掲示板・ゴミステーション助成等
防災部会	350,000	防災訓練、防災研修会、防災関連備品、自主防災会助成金等
高齢者支援部会	800,000	敬老会、地域食堂、高齢者サロン助成、ケアネット事業、友愛訪問等
子育て支援部会	240,000	児童クラブ助成金、子ども教室、ちびっ子広場、遊具等購入等
ひとづくり部会	1,030,000	夜高祭休憩所運営・賑わい創出、武者絵教室、人寄せ石フェスタ、軽スポーツの集い&カローリング大会、町内ウォーク、昔話を聴く会、しめ飾り教室、歳の大市賑わい創出、文化祭・餅つき大会等
事務局事業	120,000	不用品リユース、eスポーツ活用・スマホ等操作
共通経費	9,162,519	交流センター維持管理、消耗品、会議費、コピーチャージ料、負担金、事務局人件費、行政推進員手当、水利管理手当、会長・副会長手当、部会長・副部会長手当、諸団体助成金、公民館総合保障等
予備費	2,442,991	
合計	15,125,510	